

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第80号
令和8年4月14日
警察庁交通局交通企画課長

交通の方法に関する教則の一部改正について

本年3月31日、交通の方法に関する教則の一部を改正する国家公安委員会告示（令和8年国家公安委員会告示第9号。以下「改正告示」という。）の制定が決定され、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。）が別添のとおり改正された。

改正告示は、本年4月1日から施行されたが、本改正の概要及び主な改正事項は下記のとおりであるので、更新時講習等の運転者教育をはじめとする各種交通安全教育等を通じて、周知徹底に努められたい。

記

1 改正の概要

教則について、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の施行等に伴う所要の改正を行うもの。

2 主な改正事項

- (1) 自動車等（特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両をいう。以下同じ。）が当該自動車等と同一の方向に進行している自転車等（特定小型原動機付自転車及び軽車両をいう。以下同じ。）の右側を通過する場合における、当該自転車等の義務に関する規定を追加するもの（教則第3章第3節2(14)）。
- (2) (1)の場合において、自転車等の右側を通過する自動車等の通行方法を追加するもの（教則第5章第3節7(2)及び(3)）。

○国家公安委員会告示第九号
 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。
 令和八年三月三十一日
 国家公安委員会委員長 赤間 二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>第3章 特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得</p> <p>第3節 安全な通行</p> <p>1 [略]</p> <p>2 走行上の注意 [略]</p> <p>【1】～【3】 略</p>	<p>第3章 特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得</p> <p>第3節 安全な通行</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 走行上の注意 [同左]</p> <p>【1】～【3】 同左]</p>

<p>(14) 特定小型原動機付自転車や軽車両以外の車両に追い抜かれる場合であつて、当該車両との間に十分な間隔がないときは、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければなりません。 <u>[(15)・(16) 略]</u> <u>[3・4 略]</u></p> <p>第5章 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法 第3節 歩行者の保護など [1～6 略]</p> <p>7 特定小型原動機付自転車や自転車の保護 (1) [略]</p> <p>(2) 追越しのため特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付自転車や自転車のふらつきなどを予想し、特定小型原動機付自転車や自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。</p> <p>(3) 追抜きのため特定小型原動機付自転車や自転車の右側を通過する場合であつて、当該特定小型原動機付自転車や自転車との間に十分な間隔がないときは、それらとの間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。 <u>[(4)・(5) 略]</u> <u>[8～10 略]</u></p>	<p>[加える。]</p> <p><u>[(14)・(15) 同左]</u> <u>[3・4 同左]</u></p> <p>第5章 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法 第3節 歩行者の保護など [1～6 同左]</p> <p>7 特定小型原動機付自転車や自転車の保護 (1) [同左]</p> <p>(2) 追越しなどのため特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付自転車や自転車のふらつきなどを予想し、特定小型原動機付自転車や自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。 [加える。]</p> <p><u>[(3)・(4) 同左]</u> <u>[8～10 同左]</u></p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。